

一般廃棄物処理業許可証

住 所 江南市中般若町東10
名称および 株式会社中部クリーンシステム
代表者氏名 代表取締役 井石 学

令和8年2月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

令和8年3月6日

大口町長 鈴木 雅 博



1 許可番号	大口町許可指令-第5号
2 許可期限	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
3 事業の範囲 (取扱一般廃棄物)	● 収集・運搬 ○ 処分 (動植物性残さ、紙くず)
4 業務区域	大口町全域
5 許可の条件	1. 関係法令を遵守し、常に衛生的に処理すること。特に一般廃棄物が飛散・流出しないように、又悪臭・騒音などで生活環境に支障が生じないように必要な措置を講じること。 2. 収集した可燃性廃棄物は、江南丹羽環境管理組合の指示に従い、大口町分と他市町分とを明確に区分し搬入すること。 また、収集した可燃性廃棄物を搬入する時は、指定回収袋を使用すること。 3. 毎月、廃棄物の種類毎に収集量を集計し、翌月10日までに提出すること。 4. 申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届出ること。 5. 収集運搬車両に許可業者搬入番号表示板を掲示すること。